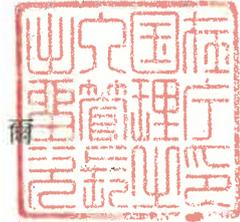


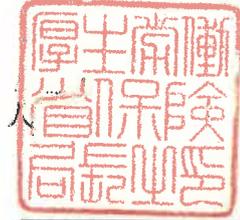
出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理に向けた出入国在留管理庁、厚生労働省及び公益社団法人国民健康保険中央会との間の情報連携に関する確認書

入管庁政第24号  
保発0329第32号  
国保中発第152号  
令和5年3月29日

出入国在留管理庁次長  
西山卓



厚生労働省保険局長  
伊原和



公益社団法人国民健康保険中央会  
原勝見



令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)を踏まえ、出入国在留管理庁、厚生労働省保険局(以下「厚生労働省」という。)及び公益社団法人国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)との間で、下記のとおり、国民健康保険の被保険者のうち、国民健康保険法施行規則第1条第2号から第4号までに規定する国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者(以下「国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者」という。)の資格喪失処理に関し適正な運用を図るため、必要な情報連携に関する措置を講ずることについて確認する。

#### 記

#### 1 出入国在留管理庁、厚生労働省及び国保中央会が行う措置

##### (1) 基本方針

出入国在留管理庁は、国保中央会に対し、保有する情報のうち、国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理に必要な情報を提供するものとする。

##### (2) 提供する情報及び方法

出入国在留管理庁は、別紙1から別紙4までに定める情報を月次で翌月の最終業

務日の遅くとも一業務日前までに、CSV形式等のファイルで記録した電磁的記録媒体により、国保中央会に対して提供する。

### (3) 情報提供の条件

出入国在留管理庁からの情報提供は、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委任状を提出した市町村（特別区含む。以下「市町村」という。）の情報のみを対象とする。なお、本確認書の締結日以降に委任状を国保連合会に提出した市町村についても本確認書の対象とする。

国保中央会は、提供を受けた情報を国保連合会経由で市町村へ提供する。

市町村は、提供を受けた情報の取扱いについて、国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理のみを目的として利用し、その他の目的で利用しないこと、他者（市町村が業務を委託する事業者を除く。）への提供は行わないこと及び提供を受けた情報の機密性を保持することを確保するものとする。

国保中央会及び国保連合会は、当該情報の取扱いについて、国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理のみを目的として利用し、その他の目的で利用しないこと、他者（国保連合会及び国保中央会が業務を委託する事業者を除く。）への提供は行わないこと及び当該情報の機密性を保持することを確保するものとする。

厚生労働省は、国保中央会、国保連合会及び市町村に対し、提供を受けた情報の機密性を保持するための措置を講ずることができるよう必要な技術的助言等を行うものとする。

#### その他

本確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、出入国在留管理庁次長、厚生労働省保険局長及び国保中央会理事長において、その都度協議の上、決定するものとする。

また、前記1（2）の事項に係る本運用初回の情報提供を行う際には、令和4年4月1日から提供する月次までの情報をとりまとめて、国保中央会に対して提供するものとする。

### 3 適用

本確認書の適用の開始日は、本確認書の締結の日とする。

●在留資格が特定活動(告示25号:医療を受ける活動)に変更となった外国人に係る情報

項番	情報項目
①	氏名(英字)
②	住居地(地方公共団体コード)
③	住居地
④	性別
⑤	生年月日
⑥	在留資格変更年月日

※住居地情報については、データ抽出時点で、市町村から通知されている最新の住居地情報。

●在留資格が特定活動(告示26号:医療を受ける活動)を指定されて在留する者の日常生活の世話をする活動)に変更となった外国人に係る情報

項番	情報項目
①	氏名(英字)
②	住居地(地方公共団体コード)
③	住居地
④	性別
⑤	生年月日
⑥	在留資格変更年月日

※住居地情報については、データ抽出時点で、市町村から通知されている最新の住居地情報。

●在留資格が特定活動(告示40号:観光、保養等の活動)に変更となった外国人に係る情報

項番	情報項目
①	氏名(英字)
②	住居地(地方公共団体コード)
③	住居地
④	性別
⑤	生年月日
⑥	在留資格変更年月日

※住居地情報については、データ抽出時点で、市町村から通知されている最新の住居地情報。

●在留資格が特定活動(告示41号:観光、保養等の活動を指定されて在留する者の配偶者)に変更となった外国人に係る情報

項番	情報項目
①	氏名(英字)
②	住居地(地方公共団体コード)
③	住居地
④	性別
⑤	生年月日
⑥	在留資格変更年月日

※住居地情報については、データ抽出時点で、市町村から通知されている最新の住居地情報。